

企業の皆様へ

茨城県産業戦略部長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うお願いについて

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、昨日、安倍総理大臣から 7 都県を対象に緊急事態宣言が発令されました。

本県は、当該緊急事態宣言の対象とはなっておりませんが、東京都、千葉県および埼玉県と近接し、通勤等での移動が多く、現時点で感染者 77 名および死亡者 2 名（4 月 7 日 21 時現在）に達し、更なる感染拡大が憂慮される状況となっていることを踏まえ、本日、新型コロナウイルス感染症対策本部会議の決定を経て、大井川知事自ら県民の皆様に対し、別添のとおり「茨城県からのお願い」を発表いたしました。

このため、特に、感染拡大要注意の 10 市町（古河市、つくば市、つくばみらい市、守谷市、土浦市、阿見町、牛久市、龍ヶ崎市、取手市および神栖市）に所在する事務所につきましては、社会機能を維持するために必要な職種を除き、原則としてテレワーク等の活用を実施していただきますようお願い申し上げます。

また、10 市町以外に所在する事務所につきましても、引き続き、テレワークや時座出勤、テレビ会議等の積極的活用につきまして、特段のご配慮をお願い申し上げます。

（この文書に係るお問い合わせ）

茨城県産業戦略部産業政策課 小川・廣瀬 TEL 029-301-3525